

病児・病後児保育事業

病気の回復期にある子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。

《子育て応援課》

延べ
209人

乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師または保健師が訪問します。

《健康増進課》

897人

妊婦に対する健康診査

妊婦健康診査にかかる費用を助成します。

《健康増進課》

1,640人

利用者支援事業

保育園、幼稚園、幼児園の利用に関することや子育て支援事業を円滑に利用できるよう、関係機関が連携して情報提供や相談に対応します。

《幼児課》《子育て応援課》

養育支援訪問事業

支援が必要な家庭を、育児支援家庭訪問員などが訪問します。

《健康増進課》

35人

家庭児童相談室運営事業

児童虐待防止の啓発、育児不安の解消に向けた相談や助言を行います。

《家庭児童相談室》

随時

子育て支援に関する情報について

●栗東市子育て支援ガイド●



- ◎栗東市内の子育てに関するさまざまな制度や情報を紹介している冊子です。
- ◎乳幼児健診において地域子育て支援センター職員が配布しているほか、子育て応援課や幼児課の窓口を設置しています。
- ◎また、栗東市ホームページにも掲載しています。

※本ガイドにつきましては、平成27年度当初に改訂版を発行予定です。

●関連ホームページ●

栗東市ホームページ

<http://www.city.ritto.shiga.jp/>

子ども・子育て支援新制度ホームページ(内閣府)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

栗東市子ども・子育て支援事業計画 ダイジェスト版(発行年月/平成27年3月)

発行/栗東市 編集/栗東市子育て応援課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 TEL:077-551-0114 FAX:077-552-9320

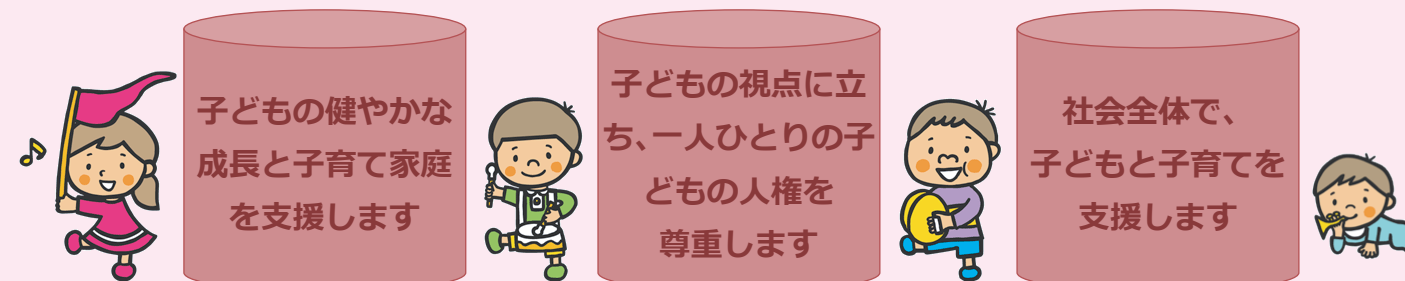
E-mail:kosodateouen@city.ritto.lg.jp

『子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう』をめざして

—栗東市子ども・子育て支援事業計画 ダイジェスト版—

平成24年8月、わが国の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、**子ども・子育て支援法**ができました。この法律と、関連する法令等に基づいて、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく**子ども・子育て支援新制度**が、平成27年4月に本格スタートします。

栗東市でも、新たな制度のもとで、幼児期の教育・保育事業や地域の子育て支援事業を効果的に進めるために、平成27年度～平成31年度の5年を1期とした**栗東市子ども・子育て支援事業計画**をつくりました。計画をつくる時に大切にしたのは、



という3つの視点です。そして、次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまちの実現を目指して、

『子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう』

という基本理念を掲げました。この実現に向け、保育園・幼稚園・幼児園・小学校・関係団体及び関連部署等が一体となり計画を進めます。

市民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

- ◎子育て中のすべてのご家庭を支援する制度です。
- ◎多様な保育の確保により、待機児童の解消に取り組みます。
- ◎地域のさまざまな子育て支援を充実します。
- ◎「認定こども園」の普及を図ります。

(内閣府「子ども・子育て支援新制度」ホームページより)